

## 第47回 基本計画部会 議事録

- 1 日時 平成25年12月17日(火) 16:00～17:44
- 2 場所 中央合同庁舎4号館12階 共用1208会議室
- 3 出席者

### 【委員】

樋口部会長、深尾部会長代理、川崎委員、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、津谷委員、中村委員、野呂委員、廣松委員、前田委員

### 【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課生涯学習企画官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部調整課長

### 【事務局等】

井内内閣府大臣官房審議官、村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官(統計基準担当)、横山総務省政策統括官付統計企画管理官、澤村総務省政策統括官付企画官

## 4 議事

(1) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更について

- ① ワーキンググループ審議結果の報告
- ② 答申案について

(2) その他

## 5 議事録

○樋口部会長 定刻前ですが、ただいまから第47回「基本計画部会」を開催いたします。

本日は、黒澤委員、中山委員、椿臨時委員が御欠席です。

資料について、事務局から説明をお願いします。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 それでは議事に入る前に、本日用意されております資料を紹介させていただきます。

本日の議事ですけれども、まず議事の「1『公的統計の整備に関する基本的な計画』の変更について」「(1)ワーキンググループ審議結果の報告」が予定されております。この議事に対応いたしまして、資料1「第1ワーキンググループ審議結果」、資料2「第2ワーキンググループ審議結果」、資料3「第3ワーキンググループ審議結果」、それぞれ

の審議結果が用意されております。

資料4につきまして、これは前回の基本計画部会で御意見のあった点についての修正に関する案です。

資料5は「諮問第58号の答申 公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について(骨子案)」を本日御審議いただきます。

そのほかに、参考資料1、参考資料2ということで、参考資料が用意されております。

私からは以上です。

**○樋口部会長** それでは、1つ目の議事に入ります。各ワーキンググループにおいて審議いただいた結果について、部会長から御報告をいただきたいと思っております。

まず、第1ワーキンググループの審議結果について、深尾座長からお願いいたします。

**○深尾委員** では、御報告させていただきます。

今、御紹介いただきましたお手元の資料1に審議結果がまとめてありまして、その次に資料1の参考1として新旧対照表がついています。それから、資料1の参考2に議事概要が添付してあります。これらを見ていただきながら報告させていただきます。主に、資料1に基づいて報告します。

基本計画部会の第1ワーキンググループでは、諮問案における経済統計を、国民経済計算、それから経済構造統計等を含むわけですが、主な担当分野として本部会で定めた審議の視点に従って、次期基本計画案の妥当性について審議を進めてまいりました。審議期間が限られている上、対象範囲が広いことから、事前に委員から意見を聴取して、審議事項を絞って効率的に進め、審議のポイントに掲げた事項以外についても、まとめて審議の視点に基づいて一通り確認を行いました。この審議には、本ワーキンググループのメンバーである中村委員、西郷委員、前田委員のほか、廣松委員、北村委員にも御参加いただき、3回の審議を行いました。

審議の結果、諮問案は本委員会が提出した基本的な考え方に沿って策定されており、おおむね妥当と確認されました。

一方、以下に説明させていただくように、修正が必要な箇所も認められました。この修正等が必要と考えられる箇所及び理由については、先ほど見ていただいた資料1に「基本計画部会第1ワーキンググループ審議結果」としてまとめ、資料1参考1に新旧対照表として、諮問案からの変更箇所を示しました。本日は、その概要等ワーキンググループにおける議論のポイントについて、座長である私から御報告します。

第1点目の論点は、消費税に関するSNAと一次統計の連携です。まず諮問案の第2-1-(1)「国民経済計算の整備」(前文)についてです。

参考1を見ていただきたいのですが、修正箇所にアンダーラインをつけて示しています。最初の「今後の国民経済計算の年次推計について」とある部分を、本項目では四半期推計についても触れていることから、「今後の国民経済計算の推計については」と修正しました。また、経済環境の変化への適切な対応を示すため「消費税率の引上げを始めとする経

済環境の変化に適切に対応していくことに加え」という一文を追加することとしました。この消費税率引き上げへの対応については、本ワーキンググループで入念に議論しましたので、やや詳しく説明したいと思います。

本ワーキンググループでは、平成26年4月に予定されている消費税率引き上げの際に、SNA推計や、一次統計の作成が的確に対応しないと、国の経済規模、成長率の把握に大きな支障を生じるとの認識を共有しました。これに関して、内閣府では既に経常業務の一環として検討を始めているとのことでした。消費税に関する取組は、諮問案2-1-(1)「国民経済計算の整備」、2-1-(2)「経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備」の双方に記載がありましたが、国民経済計算にとって喫緊の課題であることを新たに明記するとともに、加工統計、一次統計の連携強化について、一次統計側の課題に追加しております。これらの取組を通じて、将来の消費税率変動の影響をきちんと精査していくことが極めて重要だと本ワーキンググループでは判断しました。

2番目の論点である国民経済計算、産業連関表の整備について御報告します。既に、記述の正確性の観点から、「2008SNA」について、「国際連合が定めた」とあるところを、「国際連合において合意された」と修正しているほか、生産面・分配面の四半期推計について、「重要な課題も検討」を「重要な課題に応えること」と修正をしています。資料1の参考1の最初のページのところです。

続きまして、諮問案の第2-1-(1)「国民経済計算の整備」「ア 精度の確保・向上」についてです。資料1の参考1で言うと、2ページ目になります。供給・使用表の枠組みを通じた国民経済計算の精度向上を図るための連携に関する別表ですが、一次統計作成部局との連携は、「エ 一次統計等との連携強化」に記載すべき事項であるとの整理のもと、別表の本箇所では、一次統計作成部局との連携を除外するという修正を行っています。具体的には、「国民経済生産と産業連関表、延長産業連関表及び一次統計の作成部局の間で」とされていたものを「国民経済計算と産業連関表及び延長産業連関表の作成部局の間で」に修正しています。なお、諮問案に変更がないため、資料には記載がありませんが、延長産業連関表に関しましては、一時500部門の詳細な延長産業連関表の作成を中止して、統合中分類80部門の簡易延長産業連関表だけになった時期がありました。統計ユーザーの利便性も考慮し、精度向上を図る仕組みとともに、詳細な部門分類による作成を続けることも審議の中で合わせて確認しました。

第2-1-(1)「イ 国際比較可能性の向上」では、文言の統一の観点から、「平成27年産業連関表」という文言を、お手元の資料で言うと、資料1の参考1の3ページに当たりますが、「次回表（現在作成途上にある平成23年表の次の表）」という表現に修正しました。

次に、第2-1-(1)「ウ 情報提供の整備」、お手元の参考1では4ページにある部分です。情報提供の整備では、支出、生産及び所得分配面の三面での四半期推計に当たって、「三面の推計値相互の整合性を高めるよう努める」ことが統計利用者から求められ

ており、当該文章を別表に追加することが適当であるとししました。

次に5ページになりますが、第2-1-(1)「エ 一次統計等との連携強化」については、現行基本計画での国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化での実施状況を踏まえ、別表の設定の仕方を議論しました。国民経済計算の担当府省である内閣府の課題として、個別の一次統計の整備までを含めて事項を設定するのは、基本計画の推進上限界があるため、加工統計の作成者側で整理すべき課題に限定した上で、一次統計との連携は協議、情報共有する場において行うことと整理しました。これらの基本理念を踏まえ、以下の個別修正を行いました。本文における国民経済計算の基礎統計の整備に起因する課題を解決するための取組について、記述の明確化を図るため、「整備」という文言を「基礎統計の整備」とし、用語の整理として、推計の基礎資料の呼称は「基礎統計」、統計調査による基礎資料に限定した場合には「一次統計」とするように表記を統一いたしました。

ファイナンシャル・リースに関する基礎統計の整備については、別表において他の基礎統計と同様に「基礎統計の整備等についての有用性、必要性を整理する」としていましたが、我が国における93SNAへの対応時からの検討課題であり、担当府省である内閣府が推計手法の検討について主体的に取り組むことが可能であることから、「基礎統計についての有用性、必要性を整理した上で、基礎統計の整備状況を踏まえた推計手法を検討する」に修正いたしました。

国民経済計算及び産業連関表と一次統計との連携強化については、別表において「上記、1(1)エに記載した事項を含む」とされていましたが、範囲を明確にするため、「上記1(1)に記載した基礎統計の整備に関する事項を含む」に修正しました。また、一次統計との連携強化については、現行計画における進捗状況や重要性、実現可能性等を踏まえ、優先順位をつけながら、効果的かつ効率的に実施することが必要であるため、「協議、情報共有をする場を設け」の後に「優先順位・時間軸を念頭に」と追加することが適当と考え、修正しました。

次に6ページ、第2-1-(2)「経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備」についてです。本課題は、基本的な考え方を取りまとめた平成24年度統計法施行状況に関する審議の際、第1ワーキンググループのもとで検討を専門的に行っていた産業関連統計タスクフォースでの検討時には、平成24年経済センサス活動調査の確報が公表されておりました。その後、確報の基本集計が公表されたことから、審議の視点に基づき、新たに公表された統計を踏まえて、答申に追加すべき事項はないかとの観点で、調査実施部局に対し、現時点での実施状況及び評価についてのヒアリングを実施した上で諮問案の審議を行いました。

その結果、「ア 経済構造統計の整備」におきましては、経済構造統計の整備は、第II期基本計画においても経済統計における重要事項であるとの考えから、その意義や目的をより明確にするため、本文に「従前、我が国の経済活動に関する統計調査は、産業分野ごとにそれぞれ異なる年次及び集計で実施されているだけでなく、近年比重を増しているサ

ービス業が十分に整備されていなかったことにより、既存の大規模統計調査の結果を統合しても、同一時点における産業構造を包括的に捉えることができない状況であった。このような状況の中で創設された」と追加いたしました。

更に、平成28年経済センサスー活動調査の円滑な実施に当たっては、内容の充実や報告者、地方実査部局の負担軽減という観点から、調査期日の設定が重要であり、本文に「報告者及び地方公共団体の負担や結果利用等に留意しつつ調査条件が良い時期に調査するなど」という文章を追加いたしました。

次に、参考1の7ページに当たります、第2-1-(2)「イ 経済構造統計を軸とした新たな枠組みの構築」ですが、本文の生産物分類についての記述で、生産物分類の目的は、多面的な経済活動を網羅するために供給サイドと対になる需要サイドの概念による分類を設定することであるため、「副次的な経済活動」という表現を「多面的な経済活動」に修正しております。また、売上高等の集計に関する消費税の取り扱いについては、先ほども申し上げたとおり、重要な経済統計である国民経済計算等における利活用を踏まえ、本文に「国民経済計算及び産業連関表と連携し」を追加することが適当と考えました。更に、経済センサスー活動調査の中間年における大規模統計調査に係る枠組みの検討に関しては、別表において「調査期日の統一化」としていましたが、検討の範囲を制約しないよう「調査期日の在り方」に修正しました。

なお、諮問案に変更がないため、資料1や新旧対照表には含まれておりませんが、基本的な考え方に記載されていない事項で、本項目に新たに追加されました農林業センサスに関する諮問案についての検討結果も併せて説明しておきます。

法人形態の農林業経営体について、経済センサスー活動調査からデータ移送を受けることにより、他産業から農業への参入状況や、農林業と農林業以外の事業の関係等を把握、分析するための統計作成に向けた研究を行うといった課題については、農林業センサスの答申時に出された課題を実現するための事前研究であり、適当な追加であると判断しました。

次に、参考資料の8ページを御覧ください。分野別経済統計に関する統計の整備についてです。第2-2-(1)「環境に関する統計の整備」。エネルギーの取扱いに関する環境関連統計については、本文及び別表において、「エネルギーの取扱いに関する環境関連統計として、総合エネルギー統計、産業連関表、国民経済計算などの概念及び数値が整合的となるように加工統計間の連携を図る」としており、基本的な考え方と諮問案の本文、別表の三者とも一言一句、同一な文言であったため、明確化が図られていないとの観点で審議を行いました。

基本的な考え方を作成した審議の内容を精査し、具体的な課題を確認しますと、個別課題への対応に当たり、関係府省が連携して実施することによって整合性が確保されるものであります。そのため、本文を「環境分野分析用産業連関表の整備を促進するために、総合エネルギー統計、産業連関表などの概念及び数値の整合的な分析が可能となるよう、

加工統計間で連携を図る。」に修正しました。その上で、重複する別表を削除するとともに、環境分野分析用産業連関表に関する検討についての別表は、関係府省との連携が不可欠なことから、「関係府省の協力を得ながら」と追加することが適当であると考えました。

最後に、参考の9ページを御覧ください。「事業所母集団データベースの整備・利活用」についてです。諮問案の審議から、新たに第1ワーキンググループの審議対象に、「第3公的統計の整備に必要な事項」の「統計作成の効率化及び報告者の負担軽減」に含まれる「(1)事業所母集団データベースの整備・利活用」が審議対象に加わりました。事業所母集団データベースは、平成25年1月から当該システムの運用を開始したところであり、継続的に精度向上に向けた課題に取り組む必要があることは、委員の総意として確認しました。特に、事業所母集団データベースの整備状況によって、SNA推計をした際の国の経済規模が変わり得るし、国際比較をする際にも活用すると国益にも影響するとの意見もいただきました。これらの意見を踏まえ、一段の精度向上を図るため、諮問案の本文で「一層のデータ蓄積や利活用の推進」の前に「より正確な母集団情報を整備するための課題に取り組むとともに」を追加することが適当と考えました。

以上が、第1ワーキンググループの審議結果です。審議によって、今回の諮問案に対して加えた修正は、担当府省と期限を限定した具体的な取組よりも、各府省庁が連携して公的統計の整備を行う趣旨を明確化するため、本文の文書修正や追加を多く行っています。よって、次期基本計画策定後は、法の施行状況に関する審議として、別表だけではなく本文に掲げられた課題が着実に実施されているか否かについても、是非確認していただきたいと思えます。

最後になりましたが、3回の審議に協力していただいた関係府省、そして埼玉県、佐賀県にも感謝申し上げます。私の報告とさせていただきます。

以上です。

**○樋口部会長** ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました第1ワーキンググループの審議結果につきまして、御意見、御質問をお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、特段、御意見、御質問がないようでしたら、今の御説明のとおりに行っていきたいと思えます。御参加いただきました先生方、また、各都府県の皆様、担当の部局の皆様に厚く御礼申し上げます。

それでは、次に、第2ワーキンググループの審議結果につきまして、津谷座長から御報告をお願いいたします。

**○津谷委員** それでは、御説明いたします。

基本計画部会第2ワーキンググループは、10月30日に統計委員会に諮問のありました「基本計画の変更について」のうち、第2-3「人口・社会、労働関連統計の整備」の部分を審議の担当分野といたしまして、11月14日、そして11月29日の合計2回の会合を開催し、諮問された基本計画案に対する意見を資料2に取りまとめております。

審議に当たり、基本計画部会で決定された審議の進め方に沿って、10月に本委員会が示した基本的な考え方が諮問案に的確に反映されているか、社会経済情勢を踏まえ諮問案に追加すべき事項はないかの視点から、全項目の確認を行いました。なお、私どもの審議担当分野には、諮問案で新たに追加された事項はありません。

具体的な審議は、諮問者である総務省より、基本計画案が基本的な考え方からどのような趣旨で、どのように具体化されたかを聴取し、その上でワーキンググループとして確認しておくべき事項である審議のポイントも提示し、そのほかに委員からの確認したい点の御意見などいただきながら審議を進めてまいりました。

それでは、お手元に資料2及び資料2の参考1がありますが、それらに審議した結果としての修正すべき点が整理されていますので、この2つの資料を使って、特に資料2の参考1を中心に、項目ごとに手短かに説明をさせていただきたいと思えます。

では、まず資料2の参考1の第1ページです。「社会保障全般に関する統計の整備」についてです。ここでは2つの事項について修正すべきという結論になりました。

1点目は、SHA手法に基づく保健医療支出推計についてです。国民医療費の精度向上に努めるという諮問案ですが、この精度向上に努める対象は、国民医療費に限らず、これはあくまでも例示として示しているという事務局からの説明でした。また、SHA手法の見直しはOECDでも継続して検討されている最中であり、また精度向上のための取組は現在も行われているところですが、今後もこれは継続されるということでしたので、この部分の表現を「引き続き、推計の基となる既存統計等の精度向上に努める」と修正してはどうかということでもあります。

2点目は、医療及び介護関係統計の統計体系を明らかにすることについてです。ここでは、統計体系をどう明らかにするのが議論となりました。審議の結果、分野ごとにどのような統計調査があるのか、またどのような行政記録をどのように活用されているのかについて基礎データの整理を行い、利用者や研究者に分かりやすい全体像を示していくことが必要であるという確認がなされました。このため、諮問案にあります「関連する統計体系を明らかに」という部分を「これらの分野における統計体系を明らかに」と修正してはどうかということになりました。

また、この議論の中で、将来的な政策評価に活用するためにも、政策評価における使いやすさを念頭に置いた統計表の作成の必要があるのではないかという発言がありました。この政策評価の点につきましては、第3ワーキンググループでも別途議論がされていたこともありましたので、その状況も紹介しながら、第3ワーキンググループでの議論に委ねることとなったところです。この点につきましては、既に12月13日の基本計画部会で提案があったものと承知しております。

続いて、今度は資料2参考1の2～3ページです。「人口減少社会に対応した統計の整備」についてです。ここでは、3つの事項で修正すべきという結論になりました。

1点目は、2ページ目にあります国勢調査に関する部分です。平成27年の国勢調査で取

り組むことを想定している事項については、極力具体化した方がよいのではという意見があったことを踏まえまして、ICT化、情報技術の進展に伴い、前回の平成22年調査においては、東京都のみを対象としていたオンライン調査を全国に拡大することや、高齢化の進展など報告者の特性にも配慮した記入支援を行うことについて、修正してはどうかということです。

続いて、同じく2ページ目の現在推計人口の基幹統計化の部分についてです。諮問案には「地方公共団体における推計との関係を整理し」とありますが、この内容を確認いたしましたところ、地方公共団体への推計方法の周知であるということでしたので、その旨を本文に加筆修正してはどうかというのが第1点目です。また、現在推計人口の関係では、関連すると思われる国勢調査の公表時期との関係も議論となりました。平成27年の国勢調査の結果を踏まえて数値を作成する予定ではありますが、そのことと推計方法の比較検証及びその後の基幹統計化の結論とは、切り離して考えられるものであること、更に、本件は現行基本計画からの積み残しの課題であることもあり、極力早期化が望まれることから、実施時期が諮問案では「平成28年度末までに結論を得る」とされておりますが、これを「平成28年度前半までに結論を得る」と修正するとされたところです。

続いて、今度は同じ資料の3ページ目、3点目の社会生活基本調査についての部分です。諮問案では、「時間利用調査の調和に関するガイドラインの内容を注視する」とありましたが、既に本年10月の会議でガイドラインが承認されていることから、「注視する」から「精査し」と修正し、また、併せてガイドラインの英語の名称も併記するなどの修正をすることが適当とされたところです。

続いて、この資料2参考1の4～6ページにあります「教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備」についてです。ここでは、4つの事項で修正すべきであるという結論になりました。

1点目は、4ページにあります児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査についてです。諮問案では、「客観性及び統一性」という表現が用いられておりましたが、もともとこれについての問題意識は本調査への認識が県ごとに異なっているのではないかということにありました。このため、本調査への理解が同一の基準の下に行われることが重要であるということが明確となるように、「客観性及び比較可能性」、つまり「統一性」ではなく「比較可能性」という表現に修正すべきであるとされたところです。

2点目は、同じく4ページ目にあります子どもの学習費調査についてです。諮問案では、「経済的負担等をよりの確に把握する」という表現が用いられておりましたが、学習費に関する更なる分析を行っていくためには、世帯構造などの学習費に関する、もしくは関連する情報も含めた調査内容の充実を明示すべきという意見がありました。このため、「経済的負担」という表現から「学習費の的確な把握に向け、学習費に関連する調査内容の充実」と修正すべきとされたところです。

3点目は、5ページにあります学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計



についてです。審議の中で「ライフコース全般」という表現について、「全般」とすると、出生から死亡するまでの長いスパンを指すと解されてしまうおそれがあるとの指摘がありました。また、審議では「ライフコース」という表現ぶりをめぐっても、よりの確な表現がないかさまざまな意見が出されましたが、結局「ライフコース」とすることが適当であるという結論に落ちついたところです。

また、資料2の2ページ目の(3)の3つ目の○「学校教育から就業へのライフコース」で始まっているところについてですが、その3行目の修正理由に「特定の期間」とあり、この具体的なイメージについて委員から質問が出されました。これを確認しましたところ、担当府省において現在検討中であり、現時点で具体的な記述は時期尚早であるということでしたが、学校卒業直後だけではなく、卒業後何年間かが対象となることが確認をされたところです。つまり、当座だけではなく、もっと長い時間のスパンが対象となるということが確認されました。また、担当府省は、府省間の連携も含めて検討することが必要かつ重要という指摘もありました。

次は4点目、資料2参考1の6ページ目の社会教育調査についてです。この部分については、特に修正が必要となる事項やその他の指摘はありませんでしたので、これについて議論は特にされてはおりませんが、審議結果の取りまとめの過程で私から提案をさせていただき、御了解をいただいた事項です。諮問案にあります「審議状況」という表現につきまして、今月、先週の13日に、中央教育審議会の審議結果が出されておりますところから、この部分の「審議状況」を「審議結果」としてはどうかというものです。

では、続きまして、資料2参考1の6ページにあります「企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備」についてです。この項目で修正すべきとされた点は1点、ILOにおける失業等に関する国際基準の見直しを踏まえた対応についてです。この項目についての議論では、事務局からの説明のほか、総務省統計局より、ILOでの議論の結果や結論の報告とともに、今後の対応についても説明がありました。今後の対応については、ILOで「実務マニュアル」が作成される予定であり、その内容も踏まえていくつもりであること、また試験調査も行いながら検討を進めていくとの説明がありました。

一方、失業率の見直しについては、社会的にも大きな影響を及ぼす事項であり、時系列比較の観点も踏まえ慎重な検討を行っていくという説明があり、慎重な検討が必要であるということについて共通の認識とされたところです。

また、実施時期について、前倒しの余地がないかについても確認をいたしましたが、これについては慎重な検討を要するところから、諮問案のとおり「平成28年度末までの結論を得る」ということで適当とされたところです。このため、諮問案については、考慮すべき事項や、実施予定の事項について、別表の中に記載することとし、実務マニュアルを踏まえること、既存の研究結果や試験調査の実施等を含めた検討を行っていく旨、また時系列比較の観点にも留意することなど、取組内容の明確化のための修正をすべきとされたところです。

また、諮問案について、具体的に修正すべきということにはなりませんでしたが、労働者の区分について、平成25年度末までに厚生労働省において検証することとされている事項についての検討状況について説明がありました。その上で、諮問案には4つの段階の取組が示されておりますが、その取組時期について、個別に明示できないのかについて議論がなされました。審議の結果、調査の実施可能性の面、また対象をどこまで広げるかなどの課題もあり、一律に時期を明示するのではなく、原案の通りで妥当とされたところ です。

第2ワーキンググループの審議対象の4項目における具体的な修正点を中心とした審議結果の概要の御報告は以上です。

なお、資料にはありませんが、「社会経済情勢を踏まえ追加すべき事項」については、冒頭に申し上げましたが、審議の際の各項目、また全体を通じて、そして後日メールでも確認をさせていただきましたが、特段の御提案はありませんでした。

続いて、これは資料2の参考2及び参考2に示されておりますパブリック・コメントに寄せられた御意見について、ワーキンググループとして議論させていただきました点につきましても、若干触れさせていただきたいと思っております。

前回、12月13日に開催された基本計画部会でも資料として配布され、本日もこの参考2として、全てのパブリック・コメントが示されているものが配布されておりますが、第2ワーキンググループにおきましては、11月29日に開催された第2回会合までに提示のあったパブリック・コメントについて、その場で紹介をしていただき、ワーキンググループとして基本計画に追加すべき事項がないかについて審議を行いました。この席で紹介された意見は、4人の方からの延べ7件です。うち3人の方からの3件がジェンダー統計に関するもの、これは参考2の整理番号のNo. 9～11まで、ページでは2～3ページにかかるものです。そして、1人の方から4件の労働統計関係のコメントがありました。これは、参考2のNo. 35～38、6～7ページに示されております。

まず、ジェンダー統計についてのパブリック・コメントですが、第2ワーキンググループで審議いたしましたものは、個別の基幹統計調査、これは学校教員統計調査でございますが、これに係るクロス集計結果の表章の問題についてでありました。審議の結果、これは個別の統計で検討していただくべき事項であり、既にジェンダー統計全般については、基本計画の諮問案の第1の「施策の展開に当たっての基本的な視点及び方針」で示されており、その中で対応が可能との結論となりました。

2つ目の労働統計の関係のパブリック・コメント、これは1人の方からの4件のコメントです。コメントは多岐にわたっており、労働者の区別における「請負労働者」の取扱いについて、労働力調査や経済センサスなどにおける請負労働者の取り扱いについて、そして就業構造基本調査における1週間の就業時間の選択肢の区分についての御意見でした。審議の結果、請負労働者の取扱いも含め、労働者の区分に関しては平成26年度から予定されている府省横断的な検討の中で検討を行っていくこと、また個別の統計の審議で留意を

すべきである事柄であり、基本計画としてここに追加すべき事項とまでは言えないのではないかという結論となったところでもあります。

最後に、全体のまとめといたしまして、座長を務めさせていただいた私の所感を若干述べさせていただくことをお許しいただきたいと思っております。今回の審議結果のうち「ILOにおける失業等に関する国際基準の見直しを踏まえた対応について」では、基本的な考え方において、国際比較可能性の向上という観点から取り上げた事項でした。

一方で、失業率や失業率を補完する指標については、政府における経済運営等の重要な指標であることから、修正案でもお示しいたしましたように、時系列比較にも留意しつつ、慎重な検討が必要な事項との結論を得たものであり、今回の第2ワーキンググループの審議結果においても大変重要なポイントであると考えております。

先ほど深尾委員から御説明のありましたGDPにも影響を与える事柄であり、失業率の定義がある程度変わってくるということについては、慎重な対応が必要であると考えておりますし、そのような対応をするという御説明もありました。また、統計法に規定された基幹統計調査である国勢調査につきましても、統計調査を取り巻く環境が非常に厳しさを増している中、平成27年度調査の円滑な実施に向けて、オンライン化の拡大などの改善を図っていただくことが重要だと考えております。

最後になりましたが、この審議には、北村委員、黒澤委員、白波瀬委員のコアメンバーのほか、樋口委員長、そして廣松委員にも御出席をいただきました。また、オブザーバーの各府省、愛知県、京都府からもさまざまな、大変重要かつ有用な御意見をいただきました。このおかげで、諮問案に対し明確化のための議論をさせていただくことができたと考えております。この場をお借りいたしまして、心より御礼を申し上げます。

私からの報告は以上でございます。

**○樋口部会長** ありがとうございます。ただいま御説明いただきました第2ワーキンググループの審議結果につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

それでは、私の方からよろしいでしょうか。

前回の基本計画部会でも、パブリック・コメントについて御説明いただいたときに申し上げさせていただいたのですが、ワーク・ライフ・バランスの観点というのが今回どうもはっきりしていないのではないかという御指摘もありました。この点について、座長としてどうお考えかをお聞かせいただければと思います。

**○津谷委員** まず、12月13日の基本計画部会を欠席いたしましたことをお詫びいたします。申し訳ございませんでした。このパブリックコメントの一覧表について、委員長のおっしゃっているのは、参考2の3ページの一番下にあるNo. 16のコメントに関するものではないかと思っております。このコメントはワーク・ライフ・バランスについてのものですが、これについては第2ワーキングにおける次期基本計画の基本的な考え方の検討に当たって、現行計画にあります「少子高齢化等の進展やワーク・ライフ・バランス等に対応した統計の整備」と、「暮らし方の変化に対応した統計の整備」という2つの項目、これらが項目設定

の背景及び事情が密接に関連することから、ここにあります原案のように「人口減少社会に対応した統計の整備」として、この2つを発展的に統合したものです。このため、ワーク・ライフ・バランスについても、この項目に包含されていると考えておりますし、ワーク・ライフ・バランスをめぐる個別課題は社会生活基本調査や、出生児縦断調査についての記述に示されているように、ワーク・ライフ・バランスの的確な把握に関連した取組として別表に含まれております。

ただ、パブリック・コメントにおいて、ワーク・ライフ・バランスというのは非常に大切であるという意見が示されたことから、この点を明記するべきであるという御意見をいただきましたし、委員長からの御提案もあることでございますので、私といたしましては、委員長の御提案に沿って、この「人口減少社会に対応した統計の整備」にワーク・ライフ・バランスを明示することが適当であろうと考えます。

○樋口部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、提案をさせていただきたいのですが、例えば、本文で言いますと12ページ「人口・社会、労働関連統計の整備」の中で（2）「人口減少社会に対する統計の整備」となっておりますが、そこに「人口減少社会やワーク・ライフ・バランスに対応した統計の整備」と提案させていただきたいと思います。それに付随しまして、後ろの別表もそういった項目になるかと思えます。

1行目、関係府省は、少子高齢化の進展、そしてここですと、原文は「進展や暮らし方の変化」、この「暮らし方の変化」ということで多分そういうことを意味しているのかなと思えますが、そこに「進展、ワーク・ライフ・バランスの現状や暮らし方の変化を」という文言を入れてはどうかと思えます。

また、その一番下のところ、「しかし」というパラグラフで始まります最後のところに、「よりの確に把握するための統計」となっておりますが、その前に「社会構造の変化を、ワーク・ライフ・バランスの現状等を含め、よりの確に把握する」という文言にしてはどうかということをご提案させていただきます。

○津谷委員 私個人としては、それで差し支えないと思えます。これは第2ワーキンググループの審議マターではありませんが、審議に参加いただいた委員の方々がここに全員御出席でございますので、その方々からの合意が得られるようでしたら、先ほど委員長が御指示されたように（1）を「人口減少社会やワーク・ライフ・バランスに対応した統計の整備」と修正し、1行目の「関係府省は、少子高齢化の進展、ワーク・ライフ・バランスの現状や暮らし方の変化」と修正し、そして次の段落の3行目「などの少子高齢化を背景とした社会構造の変化をワーク・ライフ・バランスの現状等を含め、よりの確に把握するための」とさせていただきたいと思えますが、いかがでございましょうか。

○樋口部会長 いかがでしょうか。よろしいですか。お認めいただきますでしょうか。

（「はい」と声あり）

○樋口部会長 どうもありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

よろしければ、今の加筆を含めまして、津谷委員の方から御提案いただきました内容に修正をしたいということをお認めいただきますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

**○樋口部会長** ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

第2ワーキンググループ御参加の委員、また関連の府省、都道府県に対して厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、次に、第3ワーキンググループの審議結果につきまして、廣松座長から報告をお願いいたします。

**○廣松委員** それでは、資料3に基づきまして、第3ワーキンググループにおける審議結果を報告させていただきます。資料3の構成は、第1、第2グループのそれぞれ資料1、資料2と全く同じです。

第3ワーキンググループでは、本基本計画部会で決定されました審議の進め方において、審議対象項目とされました「第3 公的統計の整備に必要な事項」のうち、第1ワーキンググループが担当されました「(1) 事業所母集団データベースの整備・利活用」を除いた項目全般について、2回にわたって重点ポイントを明らかにした上で網羅的に審議をし、その審議結果を資料3として取りまとめました。

審議のメンバーは、川崎委員、野呂委員及び椿臨時委員です。

本ワーキンググループにおける担当分野の諮問案は、全体として10月に本委員会が示しました基本的な考え方に沿った内容となっており、おおむね妥当だと評価いたしましたが、審議の進め方に示されている審議の視点に基づき精査した結果、まず最初に、社会経済情勢の変化等を勘案し、諮問案の一部の修正、追記する必要があると判断した箇所が2事項、また、軽微な文言修正が必要と判断した箇所が8事項あります。

また、13日の基本計画部会において、「第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針」の部分についても、審議結果に基づき基本計画部会に追記を提案させていただきました。なお、基本的な考え方に記載されておらず、諮問案に新たに追加されましたビッグデータの活用に関する取組については、取組を諮問案に盛り込むこと自体は適当と判断をいたしました。一部文言の修正が必要であるとの結論になりました。

では、重点的に審議を行い、社会経済情勢等の変化等を勘案した修正が必要とした「二次的利用促進のための府省横断的な基盤整備」及び「リモートアクセスの導入促進について」の2事項を中心に、資料3の参考1を主として説明させていただきます。

まず1点目は、二次利用促進のための府省横断的な基盤整備です。具体的な追記箇所は、資料3参考1の4ページにあります。第3-2「(1) 統計リソースの確保のための取組」の部分になります。9月までの基本的な考え方に係る審議では、集計表から作成するなど、調査票情報を直接的に用いない方法により作成する疑似的なマイクロデータである一般用マイクロデータ、これはまだ仮称ですが、その作成、提供について、統計教育のみならず、二

次利用促進という観点からも有効であると判断して、第3-3「(4)統計リテラシー等の向上」において整理・追加をしております。少し飛んで恐縮ですが、参考1の9ページのところです。

また、第3-4「統計データの有効活用の推進」においては、オンサイト利用等による調査票情報の利用、API機能の提供、APIと申しますのは、アプリケーションプログラミングインターフェースの頭文字をとったものですが、そのAPI機能の提供のためのデータ登録等の取組推進が必要として整理しております。この第3-4の「統計データの有効活用の推進」は、参考1の10ページに相当いたします。

今回の審議においては、これらの取組について、更に明確化した上で推進が図れないかという観点から、各府省の意見を聴取いたしました。その中で、統計リソースの厳しい現状から、各府省で直ちに取組を行うのは困難な状況であり、また、効率性という観点からも、何らかの府省横断的な基盤整備が不可欠であるとの共通認識が得られました。このため、第1回目のワーキンググループにおいて、総務省統計局に対して、これらの事項について、試行的な取組を行っている独立行政法人統計センターによる各府省への支援が可能かどうかを整理していただくよう要請しましたところ、第2回目のワーキンググループにおいて、総務省統計局から、一般用マイクロデータの作成のための支援を含めた調査票情報等の提供に関する統計センターの各府省への協力について、可能な限り対応したいという説明がございました。この説明に対して、委員やオブザーバーである府省から、統一的な窓口が設置されれば、各府省や利用者の負担が軽減され、利用者にとっても利便性が高まる、各府省の取組を支援していただく方向でよい、先行している総務省のノウハウを基に取組を推進したいなどの意見がありました。以上のような説明、意見を踏まえ、第3ワーキンググループとしては、各府省に共通する統計データの二次利用や、統計リテラシー向上の取組を一元的かつ効率的に推進するための方策として、独立行政法人統計センターの機能を活用することが必要であるとの結論となりました。

また、第Ⅱ期基本計画に盛り込むに当たっては、二次利用、統計教育というそれぞれの該当箇所に記述をするよりも、各府省における取組の基盤的な支援という観点から、一か所にまとめて記述した方がよいと判断しました。それが参考1の4ページに戻りまして、修正案の下線を引いてあるところです。少し長くなりますが読ませていただきます。「また、各府省を支援する観点から、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に係る各府省に共通する取組（一般用マイクロデータ（仮称）の作成、オンサイト利用等による調査票情報の利用、API機能の提供のためのデータ登録等）のうち、専門的な技術や知見を要し、一元的な検討・実施が効果的かつ効率的な事項については、独立行政法人統計センターの機能を最大限活用できるよう措置する。」という記述を追加することにいたしました。なお、この「措置」という言葉ですが、これに関する担当府省はあくまで総務省統計局であるという整理によるものでありまして、今期の基本計画においても、「措置」という言葉を用いております。

次に、2点目ですが、調査票情報の二次利用におけるリモートアクセスの導入促進に関する取組です。具体的な追記箇所は、資料3の参考1の10～11ページ、4(1)「調査票情報等の提供及び活用」の部分になります。リモートアクセスは、遠隔地の利用者が、シンクライアント端末から通信回線を経由して統計作成府省が管理する中央のサーバーにアクセスし、遠隔操作により調査票情報の分析を行うシステムのことであります。

このシステムの概要等につきましては、本年3月に開催されました当委員会と統計利用者との意見交換会において、一橋大学の神林准教授からも御報告があったとおりです。しかしながら、9月までの統計法施行状況審議においては、オンサイト利用やプログラム送付型集計・分析を中心に議論が進められていたため、リモートアクセスに関する取組を基本的な考え方に盛り込むには至りませんでした。このような状況の中で、統計委員会の前委員であります早稲田大学の縣教授から、ドイツのオンサイト施設におけるリモートアクセスに関する現地報告が私に寄せられました。縣先生が1カ月超ドイツに留学された報告ですが、この報告の中では、リモートアクセスはオンサイト利用の活用という観点からも有用との御指摘がありましたので、今回の審議において、リモートアクセスを、調査票情報等の提供及び活用の審議ポイントに加えることを提案し、総務省政策統括官室からの説明を基に審議を進めました。この審議においては、委員及びオブザーバーである各府省から以下のような意見がありました。

まず、今後の二次利用、オンサイト利用の拡大ということを考えると、サーバーの整備やセキュリティ管理を中央で集中的に行うリモートアクセスを導入することが、費用対効果の面からも有効ではないか。また、オンサイト利用は、複数のデータリンケージを行うなど、より高いレベルの分析が必要とされる場合に限定されていくのではないかという御意見がありました。更に、実現には時間を要するであろうが、以下の課題への取組を順次進めていただきたいとして、①セキュリティの確保、コスト抑制、②利用申請、審査事務の効率化、③共通的なガイドラインの整備、④二次利用の拡大、推進が指摘されました。また、現在の調査票情報の利用は、データの貸し渡しという形をとっていますが、将来的にはオンサイトやリモートアクセスに移行することになるのではないかなどの意見がありました。以上の御意見を踏まえまして、諸外国におけるリモートアクセスの導入状況等を把握し、調査票情報の新たな利用方法について政府一体となった取組が行われるように、以下のように修正をいたしました。

まず、参考1の10ページですが、本文「調査票情報等の提供及び活用については、セキュリティレベルや調査票情報等の匿名性の程度に応じた利用形態ごとの特性」、その次が追加したのですが、「諸外国における取組状況等を総合的に勘案した上、法制度上の整理も含め、①調査票情報の提供におけるリモートアクセスを含むオンサイト利用やプログラム送付型集計・分析への段階的な移行」という形に修正をいたしました。その上で、この段落の最後に「その際、効率性及び利便性の観点から、政府一体として一元的な取組を推進する。」という文章を追加しました。

それとともに、今度は11ページですが、これに対応する別表を「調査票情報の提供については、セキュリティ確保に万全を期す観点から、調査票情報の貸渡しによる利用方法から、リモートアクセスを含むオンサイト利用やプログラム送付型集計・分析への段階的な移行を目指し、当該利用方法の役割分担の整理を含め、実用化に向けた検討を行う。」という形に修正をいたしました。

大きな箇所は以上2点ですが、最後に網羅的に確認を行った結果、軽微な文言修正が必要とされた箇所について、資料3の参考1に沿って、簡単に説明させていただきます。

まず1ページ目ですが、第3-1-(2)「ア 行政記録情報等の利活用の推進」におけるビッグデータへの活用については、冒頭に御報告しましたように、諮問案において新たに盛り込まれた事項であります。基本的な考え方と齟齬は生じてはならず、近年の社会経済情勢の変化を反映した事項であることから適当といたしました。しかしながら、その記述については、平成25年6月14日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」における取組の方向性に沿ったものであることがより明確となるように文言を一部修正することが適当とされました。なお、前田委員から第1ワーキンググループに寄せられた行政記録情報を保有する部局から、それを必要とする統計作成部局へデータを移送する手続や手法、オーダーメイド集計を行う道筋の検討については、重要な指摘ではありますが、諮問案においてその趣旨をすでに包含していることから、修正するまでには至りませんでした。

2ページ、第3-1-(2)「イ 社会保障・税番号制度の統計への活用」についてです。これにつきましては、パブリック・コメントがありました。その中で、個人番号の活用に関する危惧が表明されておりました。それを踏まえ、統計の作成のために個人番号の情報を活用するものであることがより明確となるように文言を一部修正することが適当とされました。

3ページ、第3-1-(4)「統計基準等の見直し」については、表章区分の具体的内容が明確となるように、基本的な考え方に沿って文言を一部修正することが適当であると思いました。

5ページ、第3-2-(2)「調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携」については、他の事項と平仄が合うように、またコールセンターだけが民間事業者の活用であるかのような誤解が生じないように、文言を一部修正することが適当とされました。

6ページの第3-2-(5)「民間事業者の活用」については、既に約8割の統計調査が何らかの業務において民間事業者の活用を行っております。そういう現状や、民間事業者の活用をよりポジティブに示す観点から、文言を一部修正いたしております。この項の後段、下から2行目に出ております「プロセス保証」については、この部分のほか、7ページの第1-5「統計データの透明化・オープン化の推進」、8ページの第3-3-(2)「統計の品質保証活動の推進」の本文及び別表に記述されておりますが、一般にもなじみの少ない言葉であることから、最初に記述される7ページ第1-5「統計データの透明化・



オープン化の推進」の部分に注釈を入れることといたしました。

9ページでございますが、第3-3-(4)「統計リテラシー等の向上」については、統計リテラシー及び統計倫理という言葉の紛れがないようにするために、また同時に記述を明確にするために、第I期基本計画と同様に、それぞれ注釈を追加することといたしました。

12ページの第3-4-(2)「政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進」については、各府省の協力を得ることが実現のために不可欠であり、その趣旨が明確となるよう文言を一部修正しております。

以上、簡単ですが、第3ワーキンググループの審議結果の報告です。2回の審議に御協力いただいた関係府省、そして東京都、青森県にも感謝申し上げます、私の報告とさせていただきます。

**○樋口部会長** ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました第3ワーキンググループの審議結果について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

私から1点、資料で言いますと、資料3の参考1の10ページですが、ここでオンサイト利用とか、匿名データ、オーダーメイド等の各種二次利用制度のプライオリティを特に今後についてどう考えていくのか。今、並立する形で書かれているかと思いますが、どれも重要だと思いますが、将来を見通したときにやはりどれかの方向を打ち出す必要があるのではないかとということで、取組の濃淡をもう少し明確にしたらどうかと思います。特に、個票利用の方向性を明確にすべきというところで、リモートとプログラム送付型との関係、こういった点について何か御議論、あるいは御意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○廣松委員** 第3ワーキンググループにおける次期基本計画の基本的な考え方の検討に当たっては、特に調査票情報等の利用及び提供の部分については、これは備えつけ資料であります「平成24年度統計法施行状況に関する審議結果」でもそうなのですが、求められるであろうセキュリティレベルを踏まえて、調査票情報の提供、これは統計法でいくと第32条及び第33条、匿名データの作成及び提供は統計法の第35条及び第36条、それから委託による統計の作成、いわゆるオーダーメイド集計、これは第34条ですが、大体その順番にずっと記述がされてまいりました。基本的な考え方の検討もそうですし、今回の諮問案もそれに沿って作成されてきたものだと思います。それらの順位付け、あるいはプライオリティ付けに関しては、ワーキンググループの中で特に議論はなかったのですが、今、御指摘がございましたとおり、プライオリティ付けをより明確にするという観点から、この部分を少し修正することも可能かと思えます。例えば、諮問案では1つの段落にまとめられていますが、これを基本的な考え方と同様に、制度ごとに箇条書きにするという考え方、また、利用者の裾野を広げるという意味から、オーダーメイド集計を1番目に持ってきて、次にオンサイト利用、そして最後に匿名データの作成及び提供という順序もあり得ると考

えます。

更に、オンサイト利用とリモートアクセスの関係についても、御指摘のとおり、もう少し明確にしたほうが適切かと思えます。ただ、このこと自体、第3ワーキンググループで特に議論したわけではありませんので、差し支えなければ、私が事務局と相談をした上で修正案を考え、次回の基本計画部会までに示したいと思えますが、いかがでしょうか。

○樋口部会長 この点は、皆さんから御意見をいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

はい、川崎委員。

○川崎委員 これは私の個人的な意見ですが、確かに優先順位を考えることは必要だと思うのですが、少なくとも今の時点でどちらの優先度が高いということを判断するのは極めて難しいのではないかと思います。ですから、その優先順位も含めて検討していただくというのがよろしいかと思っております。

○樋口部会長 どうぞ。

○廣松委員 御指摘のとおり、特にオンサイトの場合には、やはり物理的な場所を確保しなければいけません。それが各府省において、実現可能かどうかという根本的な問題もあります。その辺を少し事務局、各府省と御相談しながら、答申案としてどういうふうにまとめるかということを考えさせていただければと思えます。

○樋口部会長 そうですね。私が懸念するのは、やはり将来あるべき姿というのを示すことによって、二重投資、三重投資にならないようにということで、あれもこれもという形で進んでいった場合に、結局行き先が見えないと、みんなそれぞれ一生懸命にやる、ところが、後になってみると、このやり方は無理だったよね、あるいは無駄だったよねというような投資が行われなければならないということもありますので、少し先を見た方向性を打ち出してもらえればと思えます。御議論いただいて、そして、次回にでも御提案いただければと思えます。

○廣松委員 分かりました。そのようにいたします。

○樋口部会長 では、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口部会長 ありがとうございます。では、そうしていただければと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしければ、今、廣松座長のほうから提案いただきました点につきまして、次回御提示いただく二次利用に関しての部分を除いて、御提案のとおりお認めいただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口部会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

第3ワーキンググループの委員、あるいは関係の府省、都道府県に対して厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、今、第1ワーキンググループから第3ワーキンググループまでの御提案いただきました点、更には前回の基本計画で議論いただきました点も含めて、既に文言の固まっているところについては、そういう形で修正をさせていただき、次回に臨みたいと思います。

次に、前回13日の基本計画部会で御意見のありました、「第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針」並びに「第4 基本計画の推進」の修正案について、これは確認ということで御説明を事務局からお願いします。

**○澤村総務省政策統括官付企画官** それでは、説明させていただきます。お手元の資料4、A4横長の紙を御覧ください。

前回13日に開かれました基本計画部会において御審議いただきました第1及び第4の部分で御議論のあったところ、その結果について整理したものです。

まず、第1の「1 統計相互の整合性の確保・向上」という部分ですが、第2パラグラフ、「また」のところの次の部分ですが、ここでは雇用・労働関連の用語や定義等という形で諮問案は作成されておりましたが、前回の基本計画部会におきまして、雇用関連だけに限定するものではないという御指摘もありまして、そういう意味で、「雇用・労働関連等の用語や定義を整理するなど」と整理したものです。

続きまして、「2 国際比較可能性の確保・向上」ですが、ここも第2パラグラフ「また」のところですが、「各種の統計における国際基準」というのは、少し例示が必要ではないかという御意見を踏まえまして、第2以降で出てくる中から適当なものをという話で、当日「国際労働機関（ILO）における就業・失業等に関する国際基準の見直し」という例示もあったところですので、その部分を「見直しなど各種の統計における国際基準」というような形で入れております。

それから「3 経済・社会の環境変化への的確な対応」のところは、文章的に「以下『骨太方針』という。」というところを閣議決定のところに入れております。といたしますのが、その後、引き続き閣議決定と出てきますので、他の閣議決定もございまして紛れがあるということで、「骨太方針」という略称を入れております。

2ページ目の部分ですが、「さらに」というところから右側の部分に線が引いております。「さらに、骨太方針における実効性あるPDCAの実行に資するため、既存統計の利活用を含め統計の作成及び提供を一層推進する。」これにつきましては、第3ワーキンググループの方で御議論いただき、提案のあった部分を盛り込んでおります。その次の「また、消費税率の引上げを始めとする経済環境の変化に適切に対応する。」という部分ですが、これは前回の御議論の中で、消費税率の引上げという重要な経済環境の変化を是非ここに盛り込むべきではないかということで、この文言につきましては、先ほど御報告がありましたように、第1ワーキンググループで追加した文言をそのまま引用しております。

最後、第4ですが、非対称分布推計の見直し等という括弧書きの後ろの部分ですが、ここについては、少し分かりにくいのではないかという御指摘がございまして、これについ

ては、各委員からお知恵を借りながら調整したところ、「歪度の高い分布に関する推計の改善」という修正案が適当ではないかという御示唆がありましたので、それを引用しております。

私の説明は以上ですが、最後の部分について、御協力いただいたのが川崎委員と椿臨時委員ですが、椿臨時委員は本日御欠席ですので、もし補足することがありましたら、川崎委員にお願いしたいと思います。

○樋口部会長 それでは、ただいまの説明につきまして御確認していただき、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○廣松委員 前回、中座をいたしまして、失礼いたしました。

第3ワーキンググループからの提案を受け入れていただきまして、大変ありがとうございました。その御礼と、今の「歪度の高い分布」についての議論で気になったことですが、「歪度」という言葉は、一般の方に理解できるのでしょうか。趣旨は十分理解した上で、言葉の問題として気になりました。もちろん川崎委員、椿臨時委員で十分御検討いただいた結果だと思いますが、補足を一言お願いします。

○樋口部会長 川崎委員からお願いします。

○川崎委員 補足させていただきますが、実はここは何度かメールで御相談したのですが、やりとりしながら言葉を練っていきまして、確におっしゃるとおり、「非対称分布」という言葉と「歪度」という言葉とどちらが専門性が高いか分かりにくいという問題なのですが、「歪度」というのは、文字を見るといかにもひずんだというのが、誰が見ても分かるということで、これは専門用語ではあるけれども御理解いただけるのではないだろうかということで整理させていただいたというのが本音で、もっとうまい表現があるのかもしれないのですが、実はもう一つ「外れ値」という概念があって、そこをうまく処理したいというのがありますが、それだと説明が非常に長くなってしまいうことがありましたので、「歪度」という概念を導入したのが一つです。

それから、推計の見直しというのも、今の推計が完全におかしいということではないのですが、どうしても非常にうまく使い切れない、精度が落ちるといふことの改善と云ってはどうかということです。そういうことで、完全にぴたりと伝わる表現になり切れていないという御批判はあろうかと思いますが、多少なりとも一歩前進かなということで提案したということです。

○樋口部会長 いかがでしょうか。どちらが専門的かというのは。

はい、西郷委員。

○西郷委員 「歪度」とは、負になることもあるので、高い低いで言うものなのかなというのが少し疑問なのですが、何かもっと一般的な言葉で、例えば歪みの強い分布とかにした方がいいのではないかと。もし、もともとの出発点が「非対称分布」というのが分かりにくいということであれば、「歪み」という字自体は残すことにすれば、非常に特殊

な分布であるという雰囲気は伝わるので、そうした方がいいのではないかというのが私の提案です。

○樋口部会長 いかがでしょうか。「歪み」は漢字でいく。どちらが専門的かというのは。

○西郷委員 このまま漢字で。「ひずむ」とも読んでしまうのですけれども。

○樋口部会長 「歪みの強い分布」としますか。

はい、どうぞ。

○津谷委員 これはバイアスのことを指しているのだらうと思います。バイアスは選択性バイアスだけではないと思うのですけれども、ではどれくらい強いとバイアスが問題となるのか。バイアスはマイナスの場合もありますので、高低の問題ではないというのは私も分かるのですが、ある意味本当に歪みがない統計はほぼないわけですので、「歪みのある」場合によって、この基準が変わってくるようにも思います。この部分を余り薄めてしまいますと意味が分からなくなってしまいますので、どれくらい推計を補正すべきなのかということまでは言わない方がよいかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○樋口部会長 どうぞ。

○川崎委員 実はこの発案をした時点で私は全く関与していなかったのですが、表現上直しただけで、この発案をしていただいたのは恐らく椿臨時委員だと思うのですが、お話によりますと、対数化したところでの歪みが一定の値以上だ問題が生じやすいというお考えのようなのですが、そこまで書くのは恐らく不可能なので、極めてゆがみの強いという趣旨なのです。それをどう表現するかというのは難しいかと思います。実は「歪度」よりも「歪み」がいいのではないかという議論もしたのですが、そこは詰め切れないままにこの言葉とさせていただいたので、私、あるいは椿臨時委員も「歪み」という言葉を使うのは賛成だと思います。

○樋口部会長 いかがでしょう。

欠席裁判になっても適当ではないので、椿臨時委員に確認の上、「歪みの強い」という表現でいかがかと。問題ないという御回答をいただければ、そういう表現でいきたいと思いますが、そういう条件つきでお認めいただきますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口部会長 ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

ほかにいかがでしょうか。

ほかになければ、この修正案をそのまま答申案に反映していきたいと考えます。ただし、先ほどのリザーベーションつきの問題は、椿臨時委員に確認の上としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口部会長 ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

もう一つ、前回の13日の基本計画部会で御説明いただきましたパブリック・コメントがありますが、もう既に第1から第3のワーキンググループの中で織り込んでいただいたパ

ブリック・コメントも多いかと思えます。ただ、まだ残っている点もありますので、そういった点につきまして御議論いただきたいと思えます。何か改めて、先ほど出てきたもの以外のところで答申に反映すべきというものがありませんでしたら、御意見をいただければと思えますが、いかがでしょうか。

では、議論のための議論とならないために御確認をお願いしたいと思えますが、このパブリック・コメントのナンバーで言いますと、No. 29「(1) 社会保障全般に関する統計の整備」、「(2) 人口減少社会に対応した統計の整備」、これは先ほど「人口減少社会とワーク・ライフ・バランス」と変更されましたが、この順番を逆にするべきではないかというパブリック・コメントが来ております。広いものからと言うと人口減少社会で、それを受けた形で社会保障だろうということからこの順番をとということが、前回恐らくそういう趣旨ではないかと推察したのですが、この点、今のままでも結構ですし、入れ替えてもいいと思えますが、御意見いただければと思えます。いかがでしょうか。

津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 第2ワーキンググループに関係することですので、私個人としての感想を述べさせていただきたいと思えます。恐らくこの個人の方からの29番のコメントは、委員長もおっしゃいましたように「人口減少社会及びワーク・ライフ・バランスに対応した統計の整備」というものに、社会保障全般に関する統計のほうが狭くて、ある意味関連するとか、包括されてしまう大きなものからいったほうがいいという、理由は説明されておられませんけれども、そういう意図があるのかと思えました。

結論から申し上げますと、これはどちらでもよろしいかと思えます。ただ、必ずしも社会保障全般に関する統計は、この次の人口減少社会やワーク・ライフ・バランスに対応した統計に含まれない部分も相当あるのではないかと思えます。

以上です。

○樋口部会長 ほかに御意見いかがでしょうか。

白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 私はこの順番でいいと思えます。今、津谷委員の方からあったのとほとんど同じなのですけれども、やはり人口減少、ワーク・ライフ・バランスはある意味で問題が顕在化している部分、変化の部分で、1というのはもう少しベースとなる統計という意味もありますので、私はこの1、2でいいと思えます。

○樋口部会長 ほかに。

北村委員、どうぞ。

○北村委員 私も、大きく言えばどちらでもいいと思うのですけれども、この並びで賛成します。

○樋口部会長 皆さん、御意見は今までの原案どおりということのようですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口部会長 それでは、検討した結果、原案どおりとさせていただきます。

ほかにいかがでしょうか。

パブリック・コメントのNo. 44、個人情報の保護関連です。文言を読みますと、「個人情報の保護は、公的統計に係る国民からの協力を得る上で不可欠であることから、『個人番号の利用範囲の拡大に関する番号法の見直しに併せて』の後に、『特定個人情報の保護に留意しながら』を追加すべきではないか。」という意見、及び45に続いています。「報告者の負担軽減の観点から、統計調査における行政記録情報等の一層の活用が望まれるが、その大前提として企業や個人の個別情報の保護に万全を期すべきことについて、第Ⅱ期基本計画にも記載してほしい。」というパブリック・コメントが来ておりますが、この点、いかがでしょうか。

どうぞ。

○廣松委員 先ほどの御報告の中でも少し触れた点ですが、私個人の考え方は、基本計画の元になっている統計法では、理念として個人情報を秘匿するということが大前提になっていると考えています。その統計法の下で策定される基本計画に関しても、当然その理念は生きていますので、私は、あえて言う必要はないというか、あるいは逆に余りその点を言い過ぎると、統計法と個人情報保護法との関係がまたややこしくなるような気がいたします。少なくとも現状では、個人情報保護法では、統計は除外されており、その最大の理由が、統計法は既に個人情報に関しては十分秘匿措置をとっているからということではないかと思えます。

○樋口部会長 重要なポイントだけれども、もうこれは改めて記述しなくても当然の前提だろうという御意見だろうと思えますが、いかがでしょうか。

御異議なければ、原文のとおりということで、検討の結果、そうさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口部会長 ありがとうございます。

ほかにどうでしょうか。いろいろワーキンググループで対応していただいているものが多いかと思えます。

なければ、この件はこれまでとしまして、今、出ました点について、パブリック・コメントに反映させる部分と、原案部分のままというふうに識別して、そう対応させていただきたいと思えます。

それでは、答申についていろいろな部品が揃ってまいりましたが、最終的な答申のスタイルをどうするかということで、お諮りしたいと思います。これにつきましては、既に10月30日の本部会で、席上配布資料として構成案をお示いたしました。改めてこの点について確認したいと思いますので、事務局から案について説明をお願いいたします。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 それでは、資料5を御覧いただきたいと思えます。こちらが答申の構成についてお示した案でございます。今、部会長からもお話が

ありました、10月30日の基本計画部会で、席上配布資料として説明したものとほぼ同じですが、1カ所だけ変更をしております。では、説明いたします。

まず、最初の2行です。「本委員会は」というところから始まるものですが、「下記の通り結論を得たので答申をする。」で、この「記」以下が答申の内容です。

まず1番として、「下記『2 修正等が必要と考える箇所及び理由』で指摘した事項を修正等した上で、別添のとおりとすることが適当である。」というのが変更適否です。

2番といたしまして、修正等が必要と考える箇所及び理由を記しております。当初案、10月30日にお示しいたしました案ですと、新たに追加した事項であろうと、あるいは単に文言上の修正にとどまる事項であろうと、一律に並べていくというスタイルで御提案をいたしました。今回お示しいたしますのは、主な変更箇所と、それから、いわば軽微な変更箇所を記述してはどうかという案です。

主な変更箇所というのが、(1)、これは例示ですが、第1-3「経済・社会の環境変化への的確な対応」の部分で、骨太の方針でPDCAの実行に資するためという部分を追加するという、これは大きな変更ということで(1)。同様に、主な変更箇所について記述していくのが、ここでは(1)～(△)というところまでです。新たに追加した事項など、主な変更箇所について記載をする。これらにつきましては、今日第1ワーキンググループから第3ワーキンググループの御説明で御覧いただきました新旧対照表形式にしたものを別紙1として添えます。

それから、軽微な変更につきましては、ここでは(○)となっておりますけれども、「その他」ということで「上記(1)～(△)のほか、記載内容の明確化や表現の適正化等を図るため、別紙のとおり修正すべきである。」ということで、これについては新旧対照表別紙2という形で、一括して示すというスタイルをとりたいと考えております。

こういう形にするのに伴いまして、別紙1、それから別紙2という、それぞれの新旧対照表を添える。そして最後に、この修正箇所を全て反映したものを基本計画の全体版として、別添という形で修正案を添付するというスタイルで考えております。

私からの説明は以上です。

**○樋口部会長** 今、説明いただきましたように新たに追加すべき事項等については、理由を含め修正箇所を指摘するとともに、全体を別紙として新旧にまとめ、そして修正内容の反映版を別添という形で提示したいということが事務局の提案ですが、いかがでしょうか。

私、それでいいのだと思うのですが、先ほど参考1という各ワーキンググループから修正の新旧対照表が出てきました。実は、これだけが出てきたときに、どこに諮問文があるのだろうかと探していたのですが、探し切れないというところがありまして、せめて諮問文のページ数、何ページかというのと、どこにそれが記述されているのかということは明記していただけると活用しやすいと思いますが、いかがでしょうか。段落の頭から修正されている部分は割と早く見つかるのですが、文章の中で修正されているところがありまして、そうなってくると、それを見つけるのが少し大変だったもので。何ページの第何



パラグラフとか示していただければすぐに分かると思います。そういう形でよろしいでしょうか。

特段御意見がないようでしたら、今の点も含めて資料5のようなスタイルで答申案を作成していきたいと考えますが、お認めいただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

**○樋口部会長** ありがとうございました。

それでは、本日の審議等を踏まえた答申案につきまして、次回の基本計画部会の開催前に、各委員にはメールにて送付させていただきます。事前に御確認をいただき、御意見、御質問がございますようなときには、またメールにおいて御返答いただければと思います。

皆様から、何か御意見、御質問はありませんか。

なければ、本日予定されました議事は以上で終了しましたので、審議はこれまでとさせていただきます。

今回は、答申案について最終的な審議を行い、部会としての結論を得たいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後に、次回の基本計画部会の日程につきまして、事務局から連絡をお願いいたします。

**○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長** 次回の基本計画部会につきましては、詳細は別途お知らせいたしますけれども、来年1月17日、金曜日、本日と同じこの会議室、1208特別会議室において開催いたします。

**○樋口部会長** それでは、以上をもちまして、本日の基本計画部会を終了いたします。

どうもありがとうございました。